平成２９年（フ）第２６８号
佐賀市開成１丁目５番302―51号
債務者　早田由美子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
山形県新庄市金沢1788番地の１　東山団地258、前住所東京都板橋区東山町１番17―204号
債務者　高橋　良輔
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第３３号
山形県最上郡真室川町大字釜渕827番地
債務者　門脇　慎吾
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第４５８号
熊本市東区戸島７丁目20番６号　日向ハイツ202号、前住所熊本県上益城郡益城町大字惣領1323番地５
債務者　松尾　德昭
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４７１号
熊本市北区八景水谷２丁目11番５号　５棟501
債務者　鬼塚　志穂
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６号
広島県福山市川口町３丁目18番29号　ラ・トーレＣ101、前住所広島県福山市大門町３丁目20番25―103号　ジョリープレイスⅡ
債務者　澤山　和美
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３２０号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ５―1214
債務者　長浜　妙美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３５０号
沖縄県那覇市字上之屋370番地　県営上之屋市街地住宅704
債務者　眞榮城ハツ子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３５１号
沖縄県那覇市字大道56番地　琉生病院、住民票上の住所沖縄県那覇市字上之屋370番地　県営上之屋市街地住宅704
債務者　眞榮城政仁
成年後見人　眞榮城ハツ子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９７号
青森市大字荒川字柴田７番地２
債務者　木立　栄造
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
青森市大字三内字沢部198番地　丸文荘２号
債務者　後藤　覚子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６０３号
神奈川県厚木市林４丁目９番23号　ハイライズ杉山弐番館205
債務者　日吉　京子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２１号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下347番地の４、前住所神奈川県平塚市中原１丁目13番19―301号　ライオンズマンション平塚総合公園
債務者　小金　光弘
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２２号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下347番地の４、前住所神奈川県平塚市中原１丁目13番19―301号　ライオンズマンション平塚総合公園
債務者　小金　美明
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５４号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴258番地３　カクヨーガーデン真鶴102号、前住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴954番地１
債務者　安部津直子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１１号
熊本県水俣市築地10番６号　尾上方、住民票上の住所熊本市中央区壺川１丁目９番47号
債務者　米田　寿子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係